

簿記検定試験受験申込者への連絡事項

- I. 第148回日商簿記検定試験受験通知書を、平成30年2月上旬に受験者へ郵送にて通知いたします。なお、試験日の10日前になっても受験票が届かない場合は、必ず黒石商工会議所までご連絡ください。
 1. 検定試験日・試験時間・試験会場などの通知
 2. 受験票（受験票は検定試験日当日必ず持参してください）

- II. 検定試験日当日は下記のものを持参するようお願いいたします。
 1. 受験票
 2. 顔写真・氏名・生年月日等がいずれも確認できる身分証明書（例：運転免許書・パスポート・学生証など）
 3. 筆記用具（①HBまたはBの黒鉛筆 ②シャープペンシル ③消しゴム ※ラインマーカー、定規等は使用不可）
 4. そろばん・電卓（なお、電卓は計算機能だけのものに限りです）

- III. 試験会場には、試験開始の15分前までに入場してください。

- IV. 一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期・変更等は認められません。

- V. 試験に関する注意事項
 1. 入場許可
試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
 2. 遅刻
試験開始後の試験会場への入場は認めません。
 3. 本人確認
受験に際しては、顔写真・氏名・生年月日等がいずれも確認できる身分証明書（運転免許書・パスポート・学生証など）を携帯してください。
 4. 試験中の禁止事項
次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ① 試験委員の指示に従わない者。
 - ② 試験中に、助言を与えたり、受けたりする者。
 - ③ 試験問題等を複写する者。

- ④ 答案用紙を持ち出す者。
 - ⑤ 本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者。
 - ⑥ 他の受験者に対する迷惑行為を行う者。
 - ⑦ 暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者。
 - ⑧ その他の不正行為を行う者。
5. 飲食、喫煙
試験中の飲食、喫煙はできません。
6. 試験施行後に不正が発覚した場合の措置
試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
7. 試験内容、採点に関する質問
試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
8. 答案の公開、返却
受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
9. 合格証書の再発行
合格証書の再発行はできません。
10. 試験が施行されなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的障害については何ら責任を負いません。
11. 答案の採点ができなかった場合の措置
台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的障害については何ら責任を負いません。

以 上

※担当者からの連絡事項

試験会場については、受験申込後に送付される受験通知の際にご案内となりますが、開催場所は1級を除き、「黒石市産業会館4階 大会議室」を予定しております。但し、変更となる可能性がございますのでご了承ください。詳しくは、0172-52-4316まで。